

平成30年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 24

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年7月19日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第35号	教育行政事務評価委員の委嘱について	
5	議案第36号	平成30年度川西市奨学生の決定について	
6	議案第37号	平成31年度使用教科用図書採択について	
7	議案第38号	川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	
8	議案第39号	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	
9	議案第40号	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について	
10	議案第41号	川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教 育 推 進 部 副 部 長 (学 校 教 育 担 当)	株 本 一 男
こ ども 未 来 部 副 部 長	山 元 昇
教 育 総 務 課 長	武 富 祥 平
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	西 門 隆 博
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	荒 木 浩
教 育 支 援 セ ン タ ー 主 幹	土 本 純 平
社 会 教 育 課 長	大 屋 敷 美 子
社 会 教 育 課 主 幹 兼 文 化 財 資 料 館 長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
中 央 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	丸 野 俊 一
幼 児 教 育 保 育 課 主 幹	河 南 裕 美
こ ども ・ 若 者 ス テ ー シ ョ ン (開 設 準 備 担 当) 所 長 兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	増 田 善 則
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 主 幹	小 林 尚 司

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	四 方 田 政 樹
---------------	-----------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 35	教育行政事務評価委員の委嘱について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 36	平成30年度川西市奨学生の決定について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 37	平成31年度使用教科用図書採択について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 38	川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 39	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 40	川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について	30.7.19	30.7.19	可 決
議案 41	川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について	30.7.19	30.7.19	可 決

[開会 午後 1 時 5 9 分]

石田教育長 それでは、只今より、平成 3 0 年第 1 0 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長
（武富） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。よろしく
お願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、鈴木委員、加藤委員を指名いたします。よろしく
お願いいたします。

石田教育長 では、次に日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 9 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。
事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長
（武富） それでは、第 9 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。
1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては 5 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。
署名委員の署名については、服部委員、鈴木委員にご署名を頂戴しております。
以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第 9 回定例会の議事録につきまして、こ

れを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では、次に日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いします。

教育推進部長
(若生) それでは、1点目、大阪府北部を震源とする地震に係る対応状況についてでございます。

先月の定例会で被害状況と対応についてご報告申し上げました。今回は、その後の対応についてご報告いたします。

中央図書館においては吹き抜け部の天井仕上材の一部が落下いたしました。これに伴い、地震当日は一部使用を制限して開館いたしましたが、翌19日から26日までの間は、落下物防止仮設ネット設置工事のため休館とし、6月27日から一部を開館いたしました。7月13日から9月5日までの間において、非構造部材落下防止工事を行います。7月13日から20日までの間のみを全館閉館とする予定で、以降は開館する予定といたしております。

続きまして、学校施設等コンクリートブロック塀調査結果についてご報告申し上げます。16小学校のうち、コンクリートブロック塀を有しているのは11校で、うち9校のコンクリートブロック塀が建築基準法に適合しないものでした。また、7中学校のうち、コンクリートブロック塀を有しているのは3校で、いずれも建築基準法に適合しないものでした。また、8幼稚園のうち、コンクリートブロック塀を有しているのは2園で、いずれも建築基準法に適合しないものとなっております。また、8保育所のうち、コンクリートブロック塀を有しているのは2保育所で、いずれも建築基準法に適合しないものでした。

これら建築基準法に適合しないものについては、施設や使用状況等に応じて、張り紙で周知し注意喚起するほか、カラーコーンやバーで立入禁止とするなどして安全対策を行い、緊急度の高い順に6月28日より順次ブロック塀の除去工事を開始しております。高さ1,200ミリメートル以下のコンクリートブロック塀については、今後、対応を検討してまいります。

最後に、通学路につきましては、各校の教員が目視点検を行い、7月18日現在、17小・中学校から計111カ所の点検結果報告があり、主な危険箇所は、ブロック塀が71件、樹木が9件、その他ブロック以外の塀、屋根瓦、落石のおそれがあるものが22件となっております。安全確保については、児童生徒に対して、危険箇所の認識等、危険箇所から離れて歩く、注意して歩くなどの指導を徹底して対応してまいります。

こども未来部長
(中塚)

続きまして、こども未来部から、2点目の平成30年7月豪雨に係る対応等についてご報告させていただきます。

平成30年7月5日(木)午前10時20分に、本市に大雨・洪水警報が発令され、同時刻をもって本市に災害対策本部が設置されました。

その後も雨は長時間にわたって降り続き、警報が解除され、災害対策本部が廃止されたのは、7月8日(日)午後4時15分で、およそ80時間にわたり、大雨への対応をさせていただいたところです。

この間、土砂災害警戒区域などに避難勧告が発令されたことなどから、市内の各公民館を初め、全小学校などにおいて避難所を開設し、学校教職員の協力をいただきながら、地区対策班に割り当てられた他部署の職員とともに、避難所の運営を行ってまいりました。最大で18カ所の避難所に合計117人の方が避難されました。

次に、学校園所などの状況でございますが、まず、市内の保育施設につきましては、保育が可能な状況であれば開設し、児童を受け入れることを原則として、7月5日(木)は全施設が開設され、翌6日(金)は、避難勧告発令地域の近隣施設など、公立・民間合わせて7園所が休園し、翌7日(土)は11園所が休園したところです。この間、自宅で保育可能な場合は自宅で保育することを依頼するとともに、早めのお迎えをお願いし、幸いにして事故なく保育を行うことができました。

また、幼稚園及び小・中学校においては、園長・校長の判断のもと、5日(木)はカリキュラムを切り上げ、早めに降園・下校する園・学校が多く、引率や集団下校等により児童・生徒等の安全に配慮しながら対応したところです。なお、翌6日(金)は、警報が発令されていたため、全ての施設が休園・休校となりました。

なお、施設の被害状況につきましては、雨漏りなどの軽微な被害はありましたが、教育・保育に支障となるような大きな被害は見受けられませんでした。

次に、社会教育施設の被害状況につきましては、郷土館や歴史民俗博物館、文化財資料館などに、被害はございませんでした。

また、指定文化財の被害状況につきましては、多田神社におきまして県指定文化財であります南大門の東側袖塀の漆喰が一部剥落しましたほか、同じく県指定文化財であります六所神社周辺の築地塀の漆喰が一部剥落しました。

以上、このたびの大雨の対応状況についてご報告申し上げます。何より、子どもたちに被害が及ぶことなく対応できたことは、まことに幸いであったと思っております。

今後とも、このたびの経験を糧として、子どもたちの安全を第一として、災害時の対応に万全を期してまいりたいと考えております。

私から以上です。

教育推進部長
(若生)

続きまして、3点目、6月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

加藤委員には、大島巧男兵庫県市町村教育委員会連合会前会長の慰労会にご出席いただいたほか、緑台中学校新任管理職対象学校訪問にご出席いただきました。

磯部委員には、川西養護学校で開催されましたわくわくサタデーにご出席いただきました。

服部委員には、一庫公園運営委員会で天然記念物エドヒガンの重要性についてご解説いただいたほか、文化財としての価値のある台場クヌギ林の保全について、市民有志と、大和フォレストクラブ代表者井浦氏に、牧の台小学校3年生の環境体験学習の指導についてご相談いただきました。このほか、川西市の小学校3年生、4年生、5年生と続く体験学習についてまとめた論文が「兵庫教育」に掲載されましたので、これを市議会に対し情報提供いたしました。

鈴木委員には、川西小学校、多田小学校の運動会、川西北保育所新任管理職対象学校訪問にご出席いただきましたほか、中央公民館での教科書展示をご覧いただきました。

このほか、全ての委員の皆様、6月21日に行われたPTA連合会総会役員との懇談会及び市長との懇談会にご出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、服部委員より報告願います。

服部委員

お手元に配付しております論文を少し見ていただきたいと思いますけれども、

川西市では体験学習というのは非常に進んでおりまして、小学校3年生、4年生、5年生と続く体験学習を実施しているところであるんですけども、県の教育委員会等に聞きますと、4年生で川西市独自の里山体験学習というのはよく知られてないというようなことがありました。そういうことなので、川西市がやっています体験学習の体系化というところ、これは僕がまとめたというよりも既に川西市でまとめてあったことをもう一遍まとめ直したということなんですけど、3、4、5と続く体験学習の体系化というようなことをここでまとめてみました。

それと、体験学習を実施するに当たって、川西市のこれも非常に大きな特色なんですけれども、川西市の重要な自然を活用して、市民の方々の協力のもとにそういう体験学習を実施しているというような構造があります。その市民が活動しておられる里山、あるいは、まちの中にある山ということでまち山という用語を使ってるんですけど、そのものについては独自に見ますと非常に価値が高いということで、川西市では文化財指定、天然記念物指定をしている。だから、その天然記念物指定ということと、それから里山体験学習、環境体験学習というのが遊離してるのではなくて、一体化してるというような図を6ページの図の中に示しております。ですから、天然記念物は天然記念物、学校教育は学校教育、体験学習は体験学習というようなばらばらのものではなくて、一体化してるというようなのをここで説明しております。

さらに、学校教育と生涯学習というのは全然部が違うわけなんですけれども、実際には学校教育の支援ということで市民の方々が非常に協力してくださっている。それを教育委員会としては生涯学習、例えばレフネックであるとかそういうことで市民の方々に学習していただいて、その市民活動団体に力となっていたくというような構造もあるということで、これが必ずしも全てが完成できてるわけではないんですが、川西市の目指す市民と学校教育との協働というようなことですね、そういうようなものをモデル的に示したものだというふうに考えていただければいいと思います。これは既に川西市がやってることで、特に皆さんにお知らせすることはないんですけども、僕は特に強く言ってる、例えば天然記念物というのは、天然記念物のためだけの天然記念物じゃないんだと。学校教育と非常に密接に結びついてるんだということを知っていただきたくて、今回こういう説明をさせていただきました。ありがとうございました。

石田教育長

只今の報告並びに事務状況報告で、ご意見・ご質問等はございませんか。

磯部委員

2番についての意見です。

今回は18カ所117名の市民の皆さんが避難所をご利用になったということで、過去になく多くの方がご利用になったと思います。その避難所開設に当たって対応された教職員の方々や、こちらにいらっしゃる事務の皆様、大変お疲れさまでございました。先ほどのご報告にもありましたが、このたびのことを糧として今後の対応に生かしていきたいということでございましたが、ぜひ対応なされた職員の皆様、事務の皆様方に現場の状況をヒアリングするような機会を設けていただき、対応側と利用者側の声を集めていただければと思います。

私も1件聞いておりますご意見をお伝えいたします。アステ市民プラザですが、今回の豪雨に関しては避難所として開設されていませんでした。避難所としての使用用途が限られているようですが、間違えて避難所として来られた方もいらっしゃったということでした。そして、とても便利がいいということで、ぜひこのような場合も避難所として開設してほしいというご意見を承っておりますので、お伝えしておきます。

以上です。

石田教育長

他にご意見・ご質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、事務状況報告については以上といたします。

石田教育長

では、次に日程第4、議案第35号「教育行政事務評価委員の委嘱について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(武富)

それでは、議案第35号「教育行政事務評価委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により教育行政事務評価委員を委嘱する必要があるためでございます。

では、議案書2ページをお開きください。

委嘱しようとする評価委員は3名で、昨年度に引き続き林一幸氏と、今年度2名を改めまして、野原孝氏と和田和代氏で考えております。

任期は、評価が終了するまでの平成30年8月31日までと考えております。

林一幸氏は、市教育委員会教育振興部教育支援室長、川西養護学校長、

加茂小学校長などを歴任された後、現在は、兵庫県教育委員会阪神教育事務所で学校支援チーム相談員を務めておられます。

野原孝氏につきましては、多田中学校長、韓国釜山日本人学校長、川西南中学校長を歴任された後、退職し、5年間郷土館長を務められました。

和田和代氏は、市保健福祉部児童課で保育所担当を務められ、川西中央保育所長、多田保育所長を歴任された後退職し、市立川西病院内保育における保育指導・研修担当、また、こども育成課の臨時職員代替要員を務められました。

3名とも、教育に対する深い識見を持っておられるとともに、川西市の教育について熟知されており、野原氏、和田氏におかれましては1期目となることから、教育行政について新たな視点で総点検していただけるものと期待しているところでございます。また、林一幸氏におかれましては3期目となりますことから、昨年度の評価を踏まえ、よりの確で公正な意見をいただけることが期待でき、評価委員として適任であると考えております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第35号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、次に日程第5、議案第36号「平成30年度川西市奨学生の決定について」であります。事務局から説明をお願いします。

学務課長(志波) それでは、議案第36号「平成30年度川西市奨学生の決定について」ご説明申し上げます。議案書の3ページをお開き願います。

本案は、本年6月1日から14日まで募集いたしました「平成30年度川西市奨学生」の決定につきまして、川西市奨学資金条例第6条第1項の規定に基づき、議決をお願いしようとするものでございます。

4ページをご覧ください。

初めに、平成30年度、本年度の予算配分についてであります。下段の(参考)と書かれた表をご覧ください。この表の右端に記載しております「平成30年度予算人数」の欄で、まず、高校生については「国公立」「私立」でそれぞれ15人を、大学生は「国公立」「私立」を合わせて15人、合計で45人が新規採用に係る予算上の定員となっております。

次に、今回の応募状況及び選考結果につきましては、同じページの上段の表をご覧ください。

まず、応募状況であります。高校生では国公立で6人、私立で10人、大学生では国公立で1人、私立で3人ということで、合計20人の応募がございました。

選考結果につきましては、応募者のうち4人が所得基準を超えておりますので、その4人を除きますと、所得基準内の応募者は16人ということになり、全て予算定員内におさまっておりますので、この16人全員を採用しようとするものでございます。

次に、審査の詳細につきましては、次の5ページをご覧ください。

上段の表が「国公立の高校生」、中段が「私立の高校生」、下段が「大学生」ということでございます。

表の構成でございますが、縦軸に「通し番号」と「申請者の学年」があり、その右側に「奨学生」、ここでは「あいうえお」ということで記号で表示しております。次のB欄は「平成29年の世帯合計所得額」で、申請者と生計を同じくする世帯員全員の合計所得でございます。次のA欄は「所得基準額」で、世帯人数に応じて定められており、世帯人数が多くなるにつれて基準額も高くなってまいります。

また、その右側「A分のB比率」でございますが、これは所得基準額に対する当該世帯合計所得額の割合でございます。この比率が低いほど所得基準額に対する世帯所得額が低いということをあらわしております。奨学生を比率の低い順に記載させていただいております。したがって、この欄の比率が1を超える方は、所得基準額超過ということになり、奨学生としては不採用ということになります。

今回は、「国公立の高校生」で6番目の1人、「私立の高校生」で8番目、9番目、10番目、この3人の方が所得基準を超えており、また、「大学生」では全員が所得基準内となっております。

最後に、今回16人を奨学生で採用いたしましても、今年度予算には残額が生じますので、今後、また秋ごろに追加募集を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第36号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、次に日程第6、議案第37号「平成31年度使用教科用図書採択について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育支援センター
所長(荒木) それでは、議案第37号「平成31年度使用教科用図書採択について」ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

本案は、平成31年度使用教科用図書の採択について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成31年度に使用いたします市内小・中学校並びに特別支援学校用の教科用図書について、教育委員会で採択する必要があるためでございます。

具体的に申し上げます。平成31年度使用教科用図書の採択に当たりましては、本年5月17日第8回教育委員会議案第31号におきまして、平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について承認をいただきました。その中で、小学校教科用図書については、「特別の教科 道徳」を除く教科用図書の採択がえの年度に当たるので、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し採択するものとするということ、中学校教科用図書の採択につきましては、中学校「特別の教科 道徳」を除きまして平成30年度使用教科用図書を継続して使用することが承認されました。

続きまして、中学校においては、「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択についてと、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書の採択

につきまして、本日までの経緯をご報告させていただきます。

5月30日に、第1回川西採択地区協議会が開催され、14名(川西市8名・猪名川町6名)の川西採択地区協議会委員を委嘱・任命し、教科用図書選定委員会規定並びに事務日程等が話し合われました。同日、5月30日に、第1回川西採択地区教科用図書選定委員会が開催され、中学校「特別の教科 道徳」と附則第9条図書関係について、それぞれ6名(川西市4名・猪名川町2名)計12名の調査員に委嘱状が交付され、調査研究の依頼が行われました。以後、調査員による調査研究が行われ、6月27日に教科用図書採択に関する報告書が提出されました。

そして、7月4日、第2回川西採択地区協議会が開催されました。そこで事務局より、「平成27年度使用教科用図書に関する調査研究報告書」の提示と、選定委員会委員長より、中学校「特別の教科 道徳」と附則第9条図書について調査研究の報告があり、協議の上、平成31年度使用小学校・中学校教科用図書、文部科学省著作権図書、附則第9条図書関係の一般図書が決定されました。

本日、7月19日の午前中に教育委員協議会を開催し、川西採択地区協議会が決定した平成31年度使用小学校・中学校教科用図書、文部科学省著作権図書、附則第9条図書関係の一般図書について報告していただきました。

8ページから9ページに小学校教科用図書、10ページに中学校教科用図書、11ページには、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作権図書のうち、いわゆる 印本の一覧を載せております。道徳につきましては、中学校教科用図書の10ページ最下段に記載しております。12ページ以降には、附則第9条図書関係の一般図書として、1番から181番までの兵庫県教育委員会作成の調査研究資料掲載の図書を、また、17ページにはそれ以外の一般図書を182番から200番まで図書名・発行所等を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。それでは、平成31年度使用教科用図書の採択に係る審議に入ります。審議は一括して行います。小学校・中学校教科用図書として、平成30年度使用教科用図書と同一の教科用図書を使用することについてと、中学校においては「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択についてと、特別支援学校、小中学校特別支援学級教科用図書として文部科学省著作権図書、附則第9条図書関係の一般図書についてであります。

先ほどもありましたように、本日、午前中の協議会におきまして、事務局及び調査員代表から詳細な説明を受け、ご協議もいただきましたので、図書の内容については、委員の皆さんは十分ご理解いただけたと思います。今年度、新たに中学校「特別の教科 道徳」を採択しますが、採択の前に、質疑並びにご意見等はございませんか。

加藤委員

採択に関しましては午前中説明を選定委員の方から受けまして、十分に納得いたしましたので、提示されてる表のとおりでいいと思います。

中でも中学校の道徳教科書に関しまして、新指導要領の中に出ておりますけれども、要するに今の時代というかこれから先の指導要領の中において、やはり考える力というのが一番大きな目標になってきますね。その中において、やはり論理的思考、いわゆるロジカルシンキングと言われるもの、そこが大きな背景にありながら、この道徳教科書というのは見るべきだと思います。当然今回の中学校で特別の教科として道徳の教科書が採択されることになると、それに基づいた指導においての評価というのが必要となってきます。その評価をするためには、やはりさっきも言いましたようにロジカルシンキングというのがバックにありますから、今までの道徳というのは、いわゆるよく言われることですがけれども読む道徳、それと思う道徳であったり感想を述べる道徳であったわけです。ただこれから先というのは、評価を求めるということになると、考える道徳であり、話し合う道徳であり、議論する道徳であるという教科としての変容が見られると思います。そうなったときに今度必要なのは、現場サイドの教師の指導力並びにそういう評価をするための助言なり指導なりというのが必ず当教育委員会にも現場から求められるようになってきます。そうしたときに教育長にお願いしたいのは、うちの事務局にも指導主事を中心としてそういうことに答えられる元教職員、教職の資格を持った方々もたくさんいると思いますので、その辺のところの体制も整えておきたいと思います。

以上です。

磯部委員

それでは、私から2点ほど。

まず1点目は、調査研究に際しての考え方ですが、今回は選定委員の皆さんが明確な4つの視点を共有し、ぶれることなくその中で大事なこととこのを確認しながら採択されたと思います。

2つ目は、採択された図書についてですが、一言で申し上げれば、生徒の立場になりかわって、教える教師の立場になりかわって、心に寄せたつくり方がされていたと思います。3つございますが、1つ目は、いかに生

徒たちが関心を持てるかというところで、もちろん見やすさもそうですが、やはり身近なテーマ、身近な題材、川西市にとって身近な題材に触れていたところは大きかったと思います。2つ目に関しては、教える側が大事なことをきちんと話し合いの場に持っていけるような教材力。先ほどもございましたが、考えていく力をさまざまな視点で捉える教材力があったと思います。3点目は、話し合っただけで考えていく場が必要な教科だと思いますが、時には言葉にすることができない、また、なかなか表現としてあらわせないような生徒もいるかもしれません。そういうところを付録の部分でカバーするような配慮も見受けられたと思います。

小学校も中学校も始まったばかりで試行錯誤にはなるかと思いますが、子どもたちの豊かな成長のために大事な教科であると思います。これからも皆さんいろいろと話し合いながら教科書採択、そして授業、そして評価をしていただき、そのことによって大きな学びにつながるように努力していただきたいと思います。

以上です。

服部委員

選定委員会のほうで慎重に検討していただいて、それぞれ教科書には特色があって、いい点、悪い点あったと思うんですけど、そういうところを総合的に検討していただいて選んでいただいて、大変よかったと思います。

ただ、僕は個人的に思うんですが、教科書採択のそのことではなくて中身について、僕の専門からすると、命のことを大分書かれてたんですが、人の命と、それからほかの生物の命というの、重さが違うんですけど、その辺の切り分けみたいなのがちょっとなかったのかなというような問題ですね。そういうところに生物多様性だとかというような問題を入れていくというのも一つの手だったんじゃないかなというふうに思ったのと、それからもう一つ、今非常にいるんなどころで問題になってますけどSDGsですね、そういうような考えもちょっとこの中に入っててもよかったんですけど、ちょっと入ってなかったなと、そんなことを考えました。

以上です。

鈴木委員

中学校道徳に関しましては、授業の展開の中で生徒がその時々のみずからの心を確認して、それをあらわすということが起こると思いますが、そのしやすさの工夫が見られたところが大変選ばれた教材はよかったのではないかと考えています。今回選ばれました教材によって、教師と生徒の双方で新しい道徳が築かれていきますように願っています。

石田教育長

ありがとうございました。

最後に私のほうから、現場にいた者として、道徳の授業をどう進めるかというのは大きな課題かなというふうに思っています。特に思春期の中学生につきましては、一方的な価値観を押し付けられたように感じた瞬間に彼らは思考をとめて、かえって嫌悪感を示すようなところもあります。そういった意味で、一つはやっぱり読み物資料というのはそれなりに力を持って非常にいいんですけども、それが子どもたちの価値観の揺さぶりにならないとやっぱり誘導的な感じを読み手が受けてしまうのではないかなというふうに思っています。だからそこら辺の価値観の揺さぶりがあったりとか、多面的にいろんな論点から話し合えるような題材。それは読み物自体でなくても、何かいろいろなほかの教材提示のやり方もあるんじゃないかなというふうに思っています。

それが1点と、もう一つ大きいのは評価の問題かなというふうに感じています。その都度その都度子どもたちの変容を把握するというのはなかなか難しい作業です。まずは自分自身が、授業を受けた子ども自身、生徒自身が、自分がどのように考え方を変えていったかとか、新たな価値観を見出していったかというようなところをきちっと記録できるような形がやっぱり必要であるかなというふうに思いました。どの教科書も工夫されてるんですけども、それを文章表現によるところが結構多いんですけども、なかなか子どもが文章で的確にそれを表現することが十分できない場合も想定されると思います。そういったときに工夫ですね。心情図であるとか、いろんなボード形式であるとか、そういう多面的な表現の仕方を取り入れられてるというところがやはり私はよかったんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、私自身は、正直言いまして教科書のイラストとか文字を見てたときに、やはり現代の教科書は子どもたちの興味を引くために工夫されてるなということを改めて感じた次第です。

以上です。

石田教育長

それでは、ご意見いただきましたので、一括して採決いたします。

別紙にあります平成31年度使用教科用図書一覧に掲載の図書を採択することについて、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては、可決さ

れました。お手元資料表紙の(案)の文字を削除願います。平成31年度使用教科用図書につきましては、原案のとおり採択いたしました。

石田教育長 では、次に日程第7、議案第38号「川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども・若者ステーション(開設準備担当)所長兼青少年センター所長(増田) それでは、議案第38号「川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の18ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を規則で定める必要があるためでございます。

それでは、議案書の19ページをご覧ください。

川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、去る6月市議会において可決されたもので、川西市青少年センターの位置を、キセラ川西プラザの開設に合わせまして、現在の栄町11番3号から火打1丁目12番地内へと変更することを決定しております。

このたびの施行期日を定める規則におきまして、同改正条例の施行期日を平成30年9月25日とすることで、川西市青少年センターの位置は、平成30年9月25日から火打1丁目12番地内へと変更されることとなります。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第38号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、次に日程第8、議案第39号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども・若者ステーション(開設準備担当) 所長兼青少年センター所長(増田) それでは、議案第39号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。

 恐れ入りますが、議案書の20ページをお開きください。

 本案は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

 今回の提案理由でございますが、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例第21条の規定に基づき、同条例の施行に必要な事項を定めようとするものでございます。

 以下、規則の本文につきまして、議案書21ページから25ページで説明いたします。

 まず、21ページをご覧ください。順番に説明させていただきます。

 第1条では、この規則は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めることを趣旨とするを規定しております。

 第2条では、開館時間を規定しており、第2項において、こども・若者ステーションの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとすることなどを定めております。

 第3条では、休館日を規定しており、第2項において、こども・若者ステーションの休館日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までなどとするを規定しております。

 第4条、それから次のページに移りますが第5条におきましては、共用会議室などの使用許可の申請及び使用許可について規定しております。

 続きまして、中ほど、第6条では、一時預かりルームの利用申し込みについて規定しております。第1項においては、一時預かりルームの利用者はあらかじめ利用登録を受けなければならないことなどを、第2項においては、一時預かりルームの利用者はあらかじめ利用申込書を提出しなければならないことを、第3項においては、利用申込書は利用月の3カ月前に該当する月において市長の定める日から受理することなどを規定しており

ます。

第7条では、一時預かりルームの利用許可について規定しております。第1項では、一時預かりルームの利用を許可したときは、利用許可書を申請者に交付することを、第2項では、利用許可を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならないことなどを、第3項では、定員を超過したときなどは一時預かりルームの使用を許可しないことができることを規定しております。

23ページ、第8条では、共用会議室や駐車場などの使用料の減免について規定しております。

第9条では、使用料の還付について規定しており、24ページをご覧ください。第1項第3号におきまして、一時預かりルームの使用開始後に使用が不相当と認められた場合は、納付した使用料と実際に使用した使用料との差額を還付することを規定しております。例えば、子どもの急な体調変化のために保護者の方に予定より早く迎えに来てもらう場合などを想定した規定となっております。

第10条では、特別設備の使用について規定しております。

第11条では、使用者の遵守事項について、第12条では、入館の制限について規定しております。

25ページをご覧ください。

第13条では、入館者の遵守事項について、第14条では、キセラ川西プラザの使用等の打ち合わせについて、第15条では、責任者の設置について規定しております。

また、第16条では、建物及び附属設備の損傷又は滅失の届出について、第17条では、使用後の点検について規定しております。

最後に、第18条では、補則として、この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第39号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、次に日程第9、議案第40号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育総務課長
(武富) それでは、議案第40号「川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の26ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定等に伴い、関係規則を改正する必要があるためでございます。

それぞれの改正規則につきましては議案書の27ページから29ページまでに掲載しております。

改正規則の構成は、第1条から第6条まで、6つの規則を改正する規則となっております。

それでは、第1条、川西市公民館事務分掌規則の一部改正です。新旧対照表において説明いたします。議案書の30ページをお開きください。

第3条第2項で、「川西市中央公民館」を「川西市川西公民館」に改めております。

次に、第2条、川西市教育委員会事務処理規則の改正でございます。第5条第1項及び別表第7項において、それぞれ「こども・若者ステーション(開設準備担当)」の「(開設準備担当)」の部分を削除しております。

次に、第3条、議案書の31ページにかけまして、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の改正でございます。第2条の表、第7条、別表第1及び第2において、「こども・若者ステーション(開設準備担当)」の「開設準備」に係る文言を削除しております。また、別表第1では、「川西市中央公民館」を「川西市川西公民館」に改める改正も行っております。

次に、第4条、議案書の32ページにかけまして、川西市教育委員会公印規則の改正でございます。別表中、川西市青少年センター所長之印の項において、「こども・若者ステーション(開設準備担当)」の「(開設準備担当)」を削除し、「兵庫県川西市中央公民館長印」の項を「兵庫県川西市川西公民館長印」に改めております。

次に、第5条、議案書の33ページにかけまして、川西市公民館条例施行規則の改正でございます。公民館の使用許可の申請に係る規定である第2条第2項において、全館を通じて2カ月前からその申請を受理する取り扱いに統一するため、「(中央公民館にあつては4箇月前)」の文言を削るとともに、開館時間を規定する第15条において、川西公民館の入居するキセラ川西プラザの開館時間の午前9時から午後10時までに合わせて、「午後9時まで」の次に「(川西公民館にあつては午後10時まで)」を加え、午後10時まで開館するよう規定を整備しております。また、パーソナルコンピュータについては、ネットセキュリティを更新できていないため貸し出していないこと、陶芸窯については、川西公民館に移転できないことに伴い、別表からパーソナルコンピュータ及び中央公民館の陶芸窯の項を削るとともに、備考の規定も削除しております。

次に、第6条、川西市青少年センター設置条例施行規則の改正でございます。先ほどからと同様に、第2条において、「子ども・若者ステーション(開設準備担当)」の「(開設準備担当)」を削除しております。

改正しようとする内容は以上でございます。

なお、この規則は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例が施行される平成30年9月25日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第40号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、可決されました。

石田教育長 では、次に日程第10、議案第41号「川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

中央公民館長
(藤井) それでは、議案第41号「川西市公民館図書室利用規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明申し上げます。
議案書の34ページをお開き願います。
本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。
提案理由は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例の制定等に伴い、規程の一部を改正する必要があるためでございます。
それでは、新旧対照表において説明いたしますので、議案書の36ページをお開きください。
別表第1で、「川西市中央公民館」を「川西市川西公民館」に改め、「毎月第2月曜日及び」を削除しております。中央公民館は館全体が第2月曜日を定期清掃日としておりましたが、川西公民館は第2月曜に閉館せず、空き時間等で清掃を行うためでございます。
次に、別表第1で、黒川公民館の項中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加えております。これは、黒川公民館が実際は土曜日に開館していないためでございます。
次に、別表第2で、川西市中央公民館の項中「川西市中央公民館」を「川西市川西公民館」に改め、同項中「及び別表第1」を削り、川西市黒川公民館の項中「図書室の開室日」を「月曜日から金曜日(第4条に定める休室日を除く。)の午前9時から午後5時まで」に改めております。表現をほかの館に合わせるためでございます。
改正しようとする内容は以上でございます。
なお、この規程は、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例が施行される平成30年9月25日から施行しようとするものでございます。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第41号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号につきましては、可決さ

れました。

石田教育長 以上で、本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、8月16日(木)午後2時から、庁議室において開会する予定です。

石田教育長 これをもちまして、第10回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時55分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年8月16日

署名委員 鈴木 温 美

加 藤 隆一郎